

令和4年度 第1回
芦屋市総合交通戦略推進会議

資料

令和4年9月28日(水)
芦屋市

目次

■ 1 総合交通戦略 中間見直しについて

- (1) 見直しの経緯と計画の位置づけ
- (2) 見直しの視点
- (3) 主な見直し内容
- (4) スケジュール

■ 2 各事業者の取組状況について

■ 3 市民アンケートの実施について

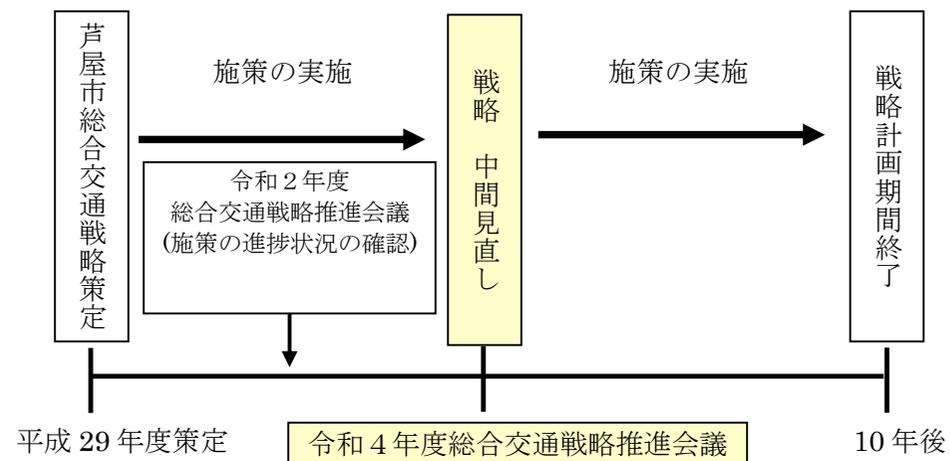
■ 1 総合交通戦略 中間見直しについて

(1) 見直しの経緯と計画の位置づけ

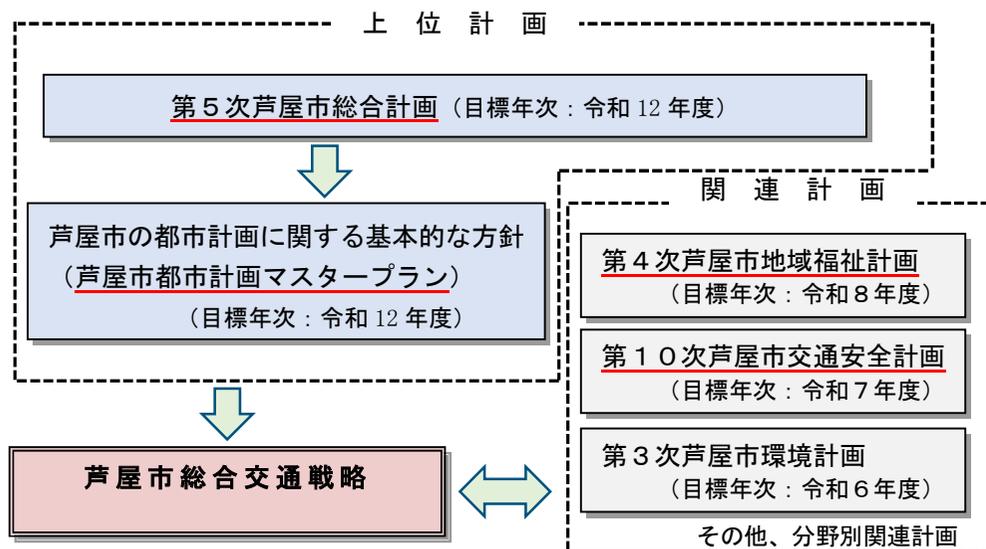
芦屋市総合交通戦略（以下「本戦略」）は、芦屋市が「良好な住宅都市としての魅力を高める安全・安心で快適に移動できるまちづくり」を将来像（基本理念）とし、平成30年3月に策定されました。

本戦略が計画開始年次から概ね5年を迎えることから、事業の実施状況と目標の達成状況、上位計画や関連計画の改訂、交通環境の変化等を踏まえ、見直しを行います。

【見直しの流れ】



【本戦略の位置づけ】



※赤下線の計画は、本戦略策定後に改訂された計画をあらわします。

(参考) 芦屋市総合交通戦略について (概要)

(1) 目的

必要な都市交通とまちづくりの施策を明示し、関係する各機関・団体等が相互に協力し、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策への取組を推進することを目的とする。

(2) 将来像【基本理念】

良好な住宅都市としての魅力を高める
安全・安心で快適に移動できるまちづくり

だれもが安全・安心で快適に移動でき、まちの魅力を感じながら散策し、楽しむことができるなど、日々の活動を支えるとともに、環境や景観に配慮した快適な住環境のまちをめざし、市民・交通事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働してまちづくりを進めます。

(3) 基本方針

- 1 安全・安心で移動しやすい交通環境
- 2 まちの魅力高め都市活力を支える交通環境
- 3 高質で快適なくらしを実感できる交通環境

(4) 施策の方向性と施策

3つの基本方針と関連する10個の施策の方向性と、施策の方向性ごとに実施する施策で成り立っています。

(5) 評価・改善の仕組み

計画開始年次(平成30年度)から概ね5年で事業の実施状況と目標の達成状況、上位計画や関連計画の改訂、交通環境等の変化等を踏まえ、必要に応じて本戦略の見直しを行います。

また、実行段階においても、施策の実施結果や進捗状況を把握し、評価する小さなPDCAサイクルを実施します。

※基本方針と施策体系（戦略 P. 58 より抜粋）

将来像	基本方針	施策の方向性	施策
良好な住宅都市としての魅力を高める安全・安心で快適に移動できるまちづくり	1 安全・安心で移動しやすい交通環境	1-① 安全な通行空間の整備	歩道設置路線のバリアフリー化 防護柵の改修 通学路の安全対策 歩行者・自転車に配慮した道路空間の整備
		1-② 安全な自転車利用環境の整備	自転車の安全利用の推進 自転車ネットワーク整備計画の策定 放置自転車等の撤去
		1-③ 安全・安心への意識の啓発	交通安全教育の推進 自転車の安全利用の推進【再掲】
		1-④ 安全な都市基盤の整備	道路・橋りょう等の長寿命化対策 生活道路等の整備 無電柱化の推進
		1-⑤ 人にやさしい交通環境の充実	歩道設置路線のバリアフリー化【再掲】 公共交通利用支援 バリアフリー対応車両の拡充 運転免許返納制度の周知・推進 モビリティ・マネジメントの推進
	2 活かす魅力を支える交通環境	2-① 鉄道駅へのアクセス性・利便性向上	JR 芦屋駅周辺の整備 阪神打出駅周辺の整備等の検討 阪神芦屋駅周辺の整備 阪急芦屋川駅周辺の整備等の検討
		2-② 交通ネットワークの充実	バス路線の再編・利便性の向上 既存の公共交通等を補完する施策の検討 都市施設等の整備の検討
		2-③ 公共交通利用環境の向上	バス待合環境の向上 バリアフリー対応車両の拡充【再掲】 公共交通の利便性向上 公共交通運行情報の提供
	3 実感できる交通環境	3-① 環境・景観に配慮した交通施策の推進	低公害車の普及促進 無電柱化の推進【再掲】 街灯の LED 化 「ノーマイカーデー」運動の推進 モビリティ・マネジメントの推進【再掲】
		3-② 快適な移動環境により回遊性を高める施策の推進	まちあるきを楽しむ情報の発信 自転車ネットワーク整備計画の策定【再掲】 歩行者・自転車に配慮した道路空間の整備【再掲】 案内誘導サインの整備 休憩施設の設定

(2) 見直しの視点

目標年次（令和 10 年度）に向け本戦略の実効性を図っていくため、以下の項目に着目し、見直しを行います。

- ① 上位計画、関連計画の改訂等による修正
- ② 施策の方向性（新規、完了、廃止等）に伴う修正

(3) 主な見直し内容

① 総合計画等の上位計画、その他関連する分野別計画との整合性

第 5 次総合計画が令和 3 年 9 月、都市計画マスタープランが令和 3 年 6 月、第 4 次地域福祉計画及び第 10 次交通安全計画が令和 4 年 3 月にそれぞれ見直されたことを受け、本戦略の基本方針について整合性の確認を行い、必要であれば、時点修正を行います。

② 本戦略における施策の進捗を踏まえた経年修正

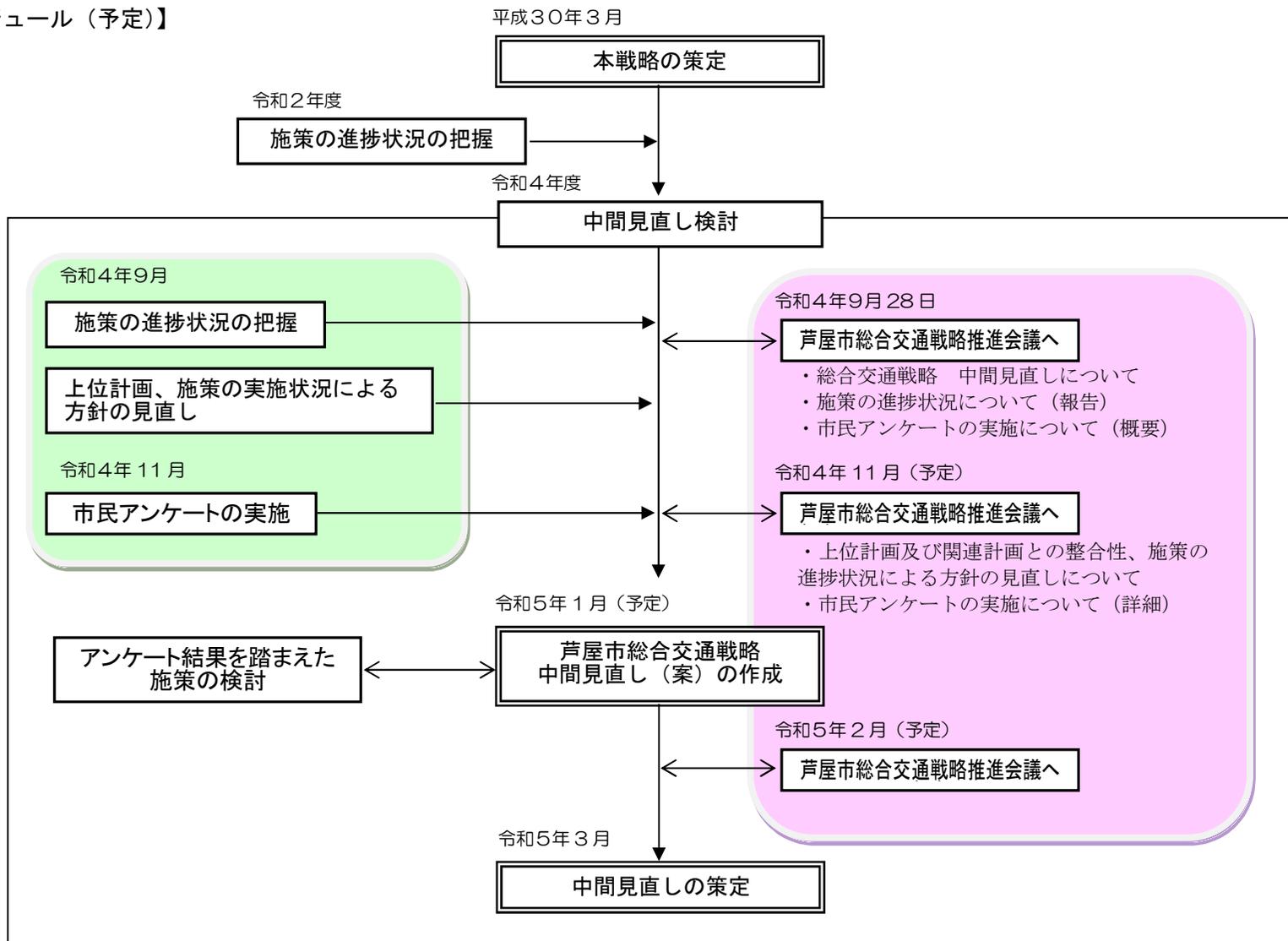
策定より概ね 5 年が経過し、各基本方針に示された目標施策には、既に達成されたもの、実施中もしくは実施に向けて検討中のもの、未実施のもの、また新たな取組などがあります。見直しにあたっては、各施策に関連する事業者や市の関係各課において、これらの進捗状況を把握するとともに、現状での課題や今後の対応方針を洗い出し、事業の進捗や新たに策定された計画、課題に応じた修正を行います。

※ 今回は中間年次である概ね 5 年経過後に実施する中間見直しのため、計画目標年次（令和 10 年度）に変更はありません。したがって、長期的な視点で設定されている施策については、現行計画の考え方を踏襲することを基本とします。

(4) スケジュール

見直しにあたっては、事業者及び行政において、本戦略に位置づけた施策の進捗状況に対する評価を行います。また本戦略の実行・評価・改善にあたっては市民・事業者・行政が連携することが不可欠であることから、市民アンケートを実施します。それらの結果を踏まえて内容を時点修正し、芦屋市総合交通戦略推進会議への報告等を経て中間見直しを行います。

【中間見直しスケジュール（予定）】



■ 3 市民アンケートの実施について

(1) 目的

本戦略の策定から5年が経過し、市内の交通施策についての満足度を把握するとともに、以前より戦略の中にうたわれているもの、また新たに必要性が出てきた施策を市民意向に即して進めるため、市民アンケートを実施します。

(2) 調査方法（案）

全市民を対象に不作為に抽出した3,000人へ、郵送及びWEBにより回答を求めます。

(3) 調査項目（案）

- ①属性
- ②日常生活における移動状況と利便性について
- ③将来の生活における移動に対する市民意向
- ④阪神沿線における課題と将来像に対する市民意向
- ⑤計画全般に対する評価指標となる設問